

「次期障がい者（児）福祉計画」の考え方について

1 基本的事項

○ 基本的理念※について

- ・ 国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）では、作成に当たって留意すべき基本的事項として、以下の事項が示されている。

《基本的理念》

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
 - ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
 - ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
 - ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
 - ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
 - ⑥ 障がい者の社会参加を支える取組定着
- ・ 本計画は、障がい者長期計画を踏まえ、必要な障がい者（児）のサービス見込量等を定めるもの。計画の構成、目標等の設定については、次期障がい者長期計画及び国の基本指針、現在市町村に調査中のサービス見込み量等の調査結果を踏まえ、見直しを行う。

2 計画期間について

3年間（令和9年度から令和11年度まで）

※「福祉計画」の計画期間は基本指針において、3年間と規定されている。

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
国の動き	障害者基本計画（H15年～24年）				障害者基本計画（第3次）（H25年～29年）					障害者基本計画（第4次）（H30年～R4年）				障害者基本計画（第5次）（R5年～R9年）										
	重点施策実施5か年計画（H20年～24年）																							
長期計画（障害者基本法）	新福岡県障害者福祉長期計画（H16年～25年）				H26まで延長				現福岡県障害者長期計画（H27～R2）					福岡県障がい者長期計画（R3～R8）					次期福岡県障がい者長期計画（R9～R14）					
福祉計画（障害者総合支援法、児童福祉法）	福岡県障害者福祉計画				福岡県障害者福祉計画（第2期）				福岡県障害者福祉計画（第3期）					福岡県障がい者福祉計画（第5期） 福岡県障がい者福祉計画（第6期） 福岡県障がい者福祉計画（第3期）					福岡県障がい者福祉計画（第7期） 福岡県障がい者福祉計画（第4期） 福岡県障がい者福祉計画（第8期） 福岡県障がい者福祉計画（第5期）					

3 現福祉計画策定後の動き

- 令和9年4月「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正
- ※ 福祉計画を策定するにあたり指針となるもの

《指針の概要》

指針の目的

障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和11年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにする

指針の構成

資料10のとおり

基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載

- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
 - ・入所施設における居室の個室化等の推進
- ② **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**
- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備
- ③ **福祉施設から一般就労への移行等**
- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
 - ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設
- ④ **障害児支援の提供体制の整備等**
- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
 - ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
 - ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
 - ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設
- ⑤ **地域における相談支援体制の充実強化**
- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
 - ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
 - ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
 - ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載
- ⑥ **障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上**
- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
 - ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
 - ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
- ⑦ **障害福祉サービスの質の確保等**
- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
 - ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
 - ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
 - ・障害児支援における人材育成の重要性を記載
- ⑧ **きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備**
- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
 - ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
 - ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
 - ・障害当事者に対する ICT 機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載
- ⑨ **高次脳機能障害者に対する支援**

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4 成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

改正前	改正後
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数 令和4年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数 令和4年度末の5%以上削減	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数 令和7年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数 令和7年度末の5%以上削減
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・退院後1年以内の地域平均生活日数 325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・入院後3か月時点の退院率 69%以上 ・入院後6か月時点の退院率 86%以上	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・退院後1年以内の地域平均生活日数 319.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床への30日以上再入院率 退院後90日時点 10.3%以下、退院後180

入院後1年時点の退院率 <u>92%以上</u>	日時点 17.4%以下、退院後 365 日時点 25.7%以下 新 - 心のサポーター数 - 住民のこころの状態（K6）
(3) 福祉施設から一般就労への移行等 - 福祉施設利用者の一般就労への移行者数 令和3年度の <u>1.28 倍以上</u> - 就労移行支援事業による一般就労への移行者数 令和3年度の <u>1.31 倍以上</u> - 就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 就労移行支援事業所の5割以上 - 就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数 令和3年度の <u>1.29 倍以上</u> - 就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数 令和3年度の <u>1.28 倍以上</u> - 就労定着支援事業の利用者数 令和3年度の <u>1.41 倍以上</u> - 就労支援事業による就労定着率 7割以上の事業所を2割5分以上 - 地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会（就労支援部会）等を活用して推進	(3) 福祉施設から一般就労への移行等 - 福祉施設利用者の一般就労への移行者数 令和6年度の <u>1.31 倍以上</u> - 就労移行支援事業による一般就労への移行者数 令和6年度の <u>1.14 倍以上</u> - 就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 就労移行支援事業所の5割以上 - 就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数 令和6年度の <u>1.52 倍以上</u> - 就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数 令和6年度の <u>1.67 倍以上</u> - 就労定着支援事業の利用者数 令和6年度の <u>1.47 倍以上</u> - 就労支援事業による就労定着率 7割以上の事業所を2割5分以上 新 - 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。 - 地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会（就労支援部会）等を活用して推進
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等 - 全ての市町村において地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築 - 難聴児の早期発見・早期療育を推進するための計画を策定 - 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める - 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保（各市町村又は圏域） - 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等の支援を総合調整するコー	(4) 障がい児支援の提供体制の整備等 新 - 児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保する（各市町村又は圏域） - 全ての市町村において地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築 新 - インクルージョン推進のための協議の場の設置 - 難聴児の早期発見・早期療育を推進するための計画を策定 - 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める - 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保（各市町村又は圏域） - 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等の支援を総合調整するコー

ディネーターを配置（県） ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置	ィネーターを配置（県） ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置 新・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保（各市町村又は圏域） 新・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備各都道府県（必要に応じて政令市）
（５）地域生活支援の充実 ・令和８年度末までに地域生活支援拠点等を整備（各市町村） ・コーディネーター、担当者を配置、効果的な支援体制、緊急時の連絡体制を構築（各市町村） ・強度行動障がい有する者への支援体制を整備（各市町村又は圏域）	（５）地域生活支援の充実 ・令和１１年度末までに地域生活支援拠点等を整備（各市町村） ・コーディネーター、担当者を配置、効果的な支援体制、緊急時の連絡体制を構築（各市町村） ・強度行動障がい有する者への支援体制を整備（各市町村又は圏域）
（６）相談支援体制の充実・強化等 ・基幹相談センターを設置（各市町村） ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための体制の確保	（６）相談支援体制の充実・強化等 ・基幹相談センターを設置（各市町村） ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための体制の確保 新・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和１１年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする
（７）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施	（７）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 新・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 新・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施
（８）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築	（８）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 新・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を１００％とする